##  令和７年４月４日

各　位

公益社団法人北海道観光機構

代表理事　　中村　智

令和７年度　誘客促進強化事業

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO　LOVE！」保守・運用管理事業

に係る企画提案の公募について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬　具

記

１．事業名

令和７年度　誘客促進強化事業

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO　LOVE！」保守・運用管理事業

２．参加表明

　　⑴表明期限　令和７年４月１１日（金）１７：００

　　⑵表明方法　別紙「参加表明書」へ必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。

⑶提 出 先 　マーケティング・DX部　担当：関・吉井・広島　TEL：011-231-0941

　　メール：y\_seki@visithkd.or.jp, n\_yoshii@visithkd.or.jp,

n\_hiroshima@visithkd.or.jp

３．提出物について

企画提案書及び見積書

４．今後のスケジュール

　　(1) 当事業への参加表明　４月１１日（金）　 １７時まで

　　(2) 企画提案書提出　　 ４月１８日（金）　 １５時まで

　(3) 審査会　　　　　　　４月２３日（水）予定（ヒアリング実施）

　(4) 結果通知　　　　　　４月２５日（金）以降の通知予定

※５社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する５社を選定する場合がある。

５．その他

事業に関する説明会はございません。事業内容に関する質問を令和７年４月９日（水）

１７：００まで、メールで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対して、４月１１日以降、速やかに通知します。

 <お問い合わせ先>

〒060-0003

札幌市中央区北３条西７丁目　緑苑ビル１階

　　　（公社）北海道観光機構　マーケティング・DX部　担当：関・吉井・広島

　　メール：y\_seki@visithkd.or.jp, n\_yoshii@visithkd.or.jp,

n\_hiroshima@visithkd.or.jp

令和７年度　誘客促進強化事業

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO　LOVE！」保守・運用管理事業

企画指示書

１．委託事業名

令和７年度　誘客促進強化事業

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO　LOVE！」保守・運用管理事業

２．目的

北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO　LOVE！」（以下「アプリ」という）搭載機能を活用した北海道の観光スポットへのチェックインや移動距離によるポイント付与及び特集、動画などの北海道情報の発信を行い、道内周遊の促進を図るとともに、アプリの安定的な稼働を目指す。

３．事業期間

委託契約日から令和８年１月３１日まで

４．契約方法

　　公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

　　※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

５．予算上限額

21,900千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※ただし令和7年度4月分の運用費、サーバー費の計1,892千円（消費税含む）を見積もりに含め、指定の業者に支払うものとする。

６．北海道観光アプリについて

（1）アプリ概要

　　移動距離や道内スポット等のチェックイン、観光記事・動画閲覧等によるHOKKAIDO　LOVE！ポイント付与機能、旅行情報の検索機能、飲食店等で使えるクーポン付与機能を搭載した北海道内の周遊を促進する観光アプリ。

　　アプリ紹介ページ：<https://www.visit-hokkaido.jp/app/>

（2）対応OS・対象言語

OS：iOS及びAndroid OS対象言語：日本語

７．委託業務内容

全体概要

令和７年８月３１日の当該アプリのサービス終了に向けて、受託開始日から終了日までの通常稼働（ポイント付与機能、チェックインラリー、飲食店等で使えるクーポン付与機能等）及び９月１日～１２月までの問合せ窓口の運営（※）。ユーザーの満足度を維持・担保したまま終了できるよう、アプリの保守管理・運用、情報更新を実施すること。また、アプリの情報更新、キャンペーン等の企画・制作に必要な素材の入手・収集（権限処理を含む）、各種手続き、撮影、編集、データ加工・合成作業及びユーザー管理について一切の業務を行うこと。

※窓口サービス終了日は未定

下記（1）～（2）による効果的なプロモーションを企画・実施すること。

(1) アプリのシステム保守・管理・運用

　アプリの安定的な稼働のため、下記①～④の観光アプリの運用・保守管理を行うこと。

また、効率的に運用するための運用体制について提示すること。

1. アプリのシステム保守・管理・運用（アプリを格納するサーバーの保守・管理を含む）

　観光アプリの保守管理・運用を行い、必要な対応（iOS及びAndroid OSのバージョン

アップに伴う対応、サーバーの保守・管理、不具合の修正等）を行うこと。

　なお、アプリの稼働に必要なシステム使用料、サーバー費を委託事業費に含めること。

　システム使用料、サーバー費の詳細については、観光機構に確認の上、見積計上する

こととし、サーバーの移管等を行う場合は、移管費用についても委託事業費に含める

こと。

1. アプリ掲載情報の更新

下記ア～キを中心にアプリの情報更新、企画・制作に必要な素材の入手・収集（権限処理を含む）、各種手続き、撮影、編集、データ加工・合成作業、一切の業務を行うこと。また、情報更新時期など各項目の更新スケジュールを提案すること。

ア　チェックインスポット/クーポンの情報更新

現在アプリに掲載中のチェックインスポット及びクーポンを確認し、情報更新を

行うこと。なお、特にクーポンは飲食店のほか入場料の割引など観光施設の掲載

など、観光客が旅行時にアプリを活用して旅を楽しめるように考慮すること。

イ　ボーナスチェックインスポット、ポイント３倍エリアの情報更新

　　北海道観光機構と協議の上、道内周遊を促すため「ボーナスチェックインスポッ

ト」及び「ポイント３倍エリア」を変更し、当該情報を更新すること。

　　・ボーナスチェックインスポット

　　　　　更新頻度/２か月に１回程度（計２回）　掲載数/１０スポット程度

　　　　・ポイント３倍エリア

　　　　　更新頻度/２か月に１回程度（計２回）

※ただし、「ボーナスチェックインスポット」「ポイント３倍エリア」ともに一部

更新頻度を変更することがある。

　　　　ウ　ＰＯＩＮＴガチャ、チケット交換の情報更新

　　　　　　利用者の継続的なアプリへのログイン、利用を促すため、上記イの情報更新タイ

ミングに合わせて利用者がためたポイントと変換できる「ＰＯＩＮＴガチャ、」

「チケット交換」の景品やチケットの手配及び情報更新等を行うこと。

POINTガチャの景品や発送経費など必要経費は委託事業費に含めること。

　　　　エ　チェックインラリーの開催

　　　　　　北海道観光機構と協議の上利用者の継続的なアプリへのログイン、道内周遊を

促すため「チェックインラリー」を開催すること。

開催頻度/１回

　　　　オ　アプリ内掲載観光情報の情報更新

　　　　　　イベント、キュンちゃんの旅日記、動画、特集、旅のお役立ち情報等、掲載情報の更新を行うこと。なお、過去記事の編集により、キュンちゃんの思い出を辿る旅などの展開も可とする。

　　　　カ　プッシュ通知・POPUP通知・お知らせベル等を活用した利用者への案内

　　　　　　プッシュ通知、POPUP通知やお知らせベル等を活用し、終了に係る告知、更新情

報のお知らせや、不具合の報告などを行うこと。

（サービス終了に係る告知は月1回以上行うこと。終了月となる８月は２回以上

の案内を想定している）

　　　　キ　キャンペーンの実施

　　　　　　８月３１日のサービス終了に向けたキャンペーンを実施し、多くのユーザーに楽

しんでいただくことで、満足度を維持・担保したい。

なお、キャンペーンでは、プレゼント企画のほか、HOKKAIDO LOVE！公式LINEと

の連携を検討すること。アプリが終了した後は、HOKKAIDO LOVE！公式LINEで情

報を取得いただく趣旨で、LINE登録を促進すること。

キャンペーンはSNSとの連携なども視野に入れること。

なお、観光機構が別途運営する公式SNS（Instagram、Facebook、X等）を活用

する提案も可とする。

・なお、広告宣伝物には、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」を活用する

こと。

1. アプリに関する事務局・お問い合わせ対応

　　　　アプリに係る利用者や観光関係者からの問い合わせに対応すること。

　　　　お問い合わせの対応体制や日数などスキームについて提示すること。

　　　　また、サービス終了に向けて、チェックインスポット、クーポン提供店舗に対して終

了の告知を実施すること（終了前と終了後の計２回以上）。その際、設置パンフレッ

ト、ポスターなどの撤去依頼を行うことで、９月以降の問合せ（「ダウンロードできな

い」「アプリが見つからない」等）の発生を抑えること。

1. その他アプリの全般的な管理

上記①～③以外に本アプリの運営に必要な管理・対応を行うこと。

(2) アプリの分析・報告業

 　受託開始日から８月までの期間、インストール数、アクティブユーザー数を毎月１０日までに前月分の利用状況・分析を報告すること。このほか、チェックイン数など利用状況等を観光機構と期間を調整の上、報告すること。９月～１２月分に関しては問合せ窓口のみであるため、問合せ内容及び回答（対応実績）とする。

ただし、１月分は事業実績報告書による報告とする。

また、個人情報の取り扱い方法について企画書内に明記すること。

８.地域及び事業者への協力依頼

　可能な限り地域の関係者や事業者の協力（クーポン、広告記事掲載等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

 なお、協賛意思の事前確認等に係るエビデンスの確保などを求める場合がある旨、予め留意すること。

９．事業実績報告書及び成果物の納品

下記の項目を最低限記載することとし、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の２種類を作成すること。

全体報告書は印刷物３部及びデータ、公開用報告書は印刷物１部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

・観光アプリのインストール数、アクティブユーザー数、チェックイン数、プロモーション内容及び実績、問合せ内容及び回答

10．企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

 (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

①　北海道に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者でないこと。

1. 地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
2. 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第 461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
3. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

⑥　コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

　(3)　コンソーシアムにおいては、（1）（2）の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

　　①　コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

　　②　委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類

の保存について責任の所在が明確であること。

(4) 次のいずれかを取得していること。

① プライバシーマークの認定

② ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステムISMS）認証

11．審査基準について

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

1. 業務遂行能力

　　　北海道観光のプロモーション及び事業実施のためのノウハウに精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、業務遂行能力があると判断できるか

1. 企画提案の目的適合性

　　　 実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は指示

内容が十分理解されており、事業の目的に資するものであるか。

　　　・安定的なアプリ稼働に向けた保守管理・運用、情報更新等に対応できる十分な体制が

整っているか。

1. 実現性

　　　事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

1. 経済合理性

　　　費用対効果が高い提案となっているか

* 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり北海 道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営.管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】赤れんが庁舎への誘客をＰＲするキャッチフレーズ、デザイン、装飾等

12．今後のスケジュール

　(1) 当事業への参加表明　４月１１日（金）　１７時まで

　(2) 企画提案書提出　　 ４月１８日（金）　１５時まで

　(3) 審査会　　　　　　　４月２３日（水）予定（ヒアリング実施）

　(4) 結果通知　　　　　　４月２５日（金）以降の通知予定

※５者を超える企画提案があった場合、予め書面審査により審査会に参加する５者を選定

する場合がある。

13．参加表明の提出

　　本事業に参加しようとする者は、会社名、代表者名、担当者役職・氏名、連絡先（電話・

メールアドレス等）必要事項を記載の上メールにより申込すること。

　(1) 表明期限　令和７年４月１１日（金）１７時(必着)

(2) 表明先　マーケティング・DX部　担当：関・吉井・広島　TEL：011-231-0941

　　メール：y\_seki@visithkd.or.jp, n\_yoshii@visithkd.or.jp,

n\_hiroshima@visithkd.or.jp

14．企画提案書の提出

 (1) 提出期限　令和７年４月１８日（金）　１５時(必着)

　(2) 提出場所　公益社団法人北海道観光機構

　　　　　　　　札幌市中央区北３条西７丁目　緑苑ビル１階

　　　　　　マーケティング・DX部　担当：関・吉井・広島　TEL：011-231-0941

　メール：y\_seki@visithkd.or.jp, n\_yoshii@visithkd.or.jp,

n\_hiroshima@visithkd.or.jp

(3) 提出部数　企画提案書(Ａ４版)６部

　　　　　　　　※１部のみ社名を記入、残り５部は無記名で提出願います。

15．企画提案書作成上の留意点

　（1）様式の規格はＡ４版サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書

のページ数は全体で30頁以内とすること。

(2)企画提案書の作成にあたっては、提案内容のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

過去３年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、社名が特定されないよう、過去に観光機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

② 業務実施体制

　　当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力

会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の１部

にのみ業務担当者名及び協力会社を記載し、無記名の企画提案書については、事業提案者の業務担当者名について「Ａ」、「Ｂ」等の表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

　　費用項目の明細を記載すること。

　　　※保守・管理・運用、プロモーション、データ分析

等に係る経費等

16. 企画提案に関する審査

　企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配布については認めない。

17. 再委託の禁止について

　・再委託の予定がある場合は（下記Ｂの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めと観光機構の承認を得る必要があるので留意すること。

\*観光機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるＢを言う。

Ａ「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。

Ｂ「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承認を要する。

Ｃ「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

18．留意事項

　(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

(2) 提案された企画提案書は返却しない。

(3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。

(4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。

(5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と提案者が協議して決定する。

(6)　業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。

(7)　この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、観光機構と受託者が協議の上、処理するものとする。

(8)　著作権、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(9)　委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。

(10) この指示書に定めのないものは、観光機構と協議のうえ決定する。

　(11) 新型コロナウイルス感染症の拡大、震災等の状況により、委託業務内容などを変更する場合は観光機構と提案者の協議のうえ決定する。

19．お問い合わせ先

　　マーケティング・DX部　担当：関・吉井・広島

TEL:011-231-0941

メール：y\_seki@visithkd.or.jp

n\_yoshii@visithkd.or.jp

n\_hiroshima@visithkd.or.jp

参　加　表　明　書

令和７年度誘客促進強化事業　北海道公式観光アプリ「HOKKAIDO　LOVE！」

保守・運用管理事業に係る企画提案の参加表明を致します。

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 担当者名 | 部署･役職： |
| 氏名　 　： |
| 連絡先 | TEL　　 ： |
| Email　 ： |

提出期限：令和７年４月１１日（金）17時

提出先　：公益社団法人北海道観光機構

　　　　　マーケティング・DX部 担当：関・吉井・広島

TEL：011-231-0941

　　 メール：y\_seki@visithkd.or.jp,

n\_yoshii@visithkd.or.jp,

n\_hiroshima@visithkd.or.jp